

災害廃棄物対策東北ブロック行動計画の改訂について(進捗状況の報告)

資料2

(一財)日本環境衛生センター

青森県	ヒアリング調査日	秋田	ヒアリング調査日	宮城	ヒアリング調査日
青森市	11/18	秋田市	11/17	仙台市	7/20
十和田市	9/7	横手市	10/15	石巻市	10/31
五所川原市	9/9	大仙市	10/15	大崎市	10/29
八戸市	9/8	由利本荘市	10/16	角田市	11/11
平川市	9/7	大館市	11/18	山元町	11/11
むつ市	11/24	能代市	10/16	丸森町	11/11
岩手	ヒアリング調査日	山形	ヒアリング調査日	福島	ヒアリング調査日
盛岡市	10/28	山形市	9/3	いわき市	10/13
一関市	10/29	米沢市	10/9	須賀川市	10/12
宮古市	10/27	新庄市	10/8	相馬市	8/20
久慈市	10/26	鶴岡市	10/9	湯川村	8/20
岩泉町	10/27	高畠町	10/2	郡山市	8/21
普代村	10/26	川西町	10/3	本宮市	8/21

36自治体へのヒアリング調査終了。

災害廃棄物対策東北ブロック行動計画の改訂に関する自治体ヒアリングで得られた論点整理

(一財)日本環境衛生センター

1. 災害廃棄物処理計画について

cf. 災害廃棄物処理計画策定率（全国約52%、東北約28%）、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（R2年2月）

○策定済みの自治体⇒見直しの検討（雛形に推計量の数値を当てはめたが、実際の数値とズレがあった）

←**処理計画策定及び運用のためのボトルネック、またその改善策は何か。**

○未策定の自治体⇒策定に際してのマンパワー、知識量の不足。←**国、県からのサポートが必要。**

2. 協定の締結状況等について

○政令市、中核市、保健所設置市以外⇒産業廃棄物処理業の許認可権限を有しないため、産業廃棄物処理業者、建設業協会、解体業協会との協定締結が成されていない。（地域防災計画に基づいて、協定を結んでいても災害廃棄物処理のものでない。）

○事前に協定を結んでいた自治体⇒スムーズに初動対応ができた（災害廃棄物の収集運搬・分別等）

3. 処理能力の把握等について

○処理施設の問題⇒広域の焼却施設に処理制限がかかり、他市に焼却処理を協力してもらった。

○発生した廃棄物の処理先に苦慮するケース⇒稲わら、魚網等の処理。

○「2.協定の締結状況について」でも記載の通り、産業廃棄物業者の処理能力の把握ができない。

4. 支援・受援体制について

○被災箇所を正確に把握し、被災自治体から国、県に速やかに情報伝達をすることが早期受援体制の構築に役立つ。（受援体制は被災してから構築しては、立ち遅れてしまうので、予め依頼する業務を明確にしておく。）←**東北ブロック内での情報共有及び支援・受援体制（支援チーム運営等）を整備する。**

支援チーム運営
マニュアル

【目的】

- ①被災した都県及び市区町村が円滑に災害廃棄物処理を行えるよう支援を行う。
- ②被災地への支援を通して、自治体職員及び各組織の災害対応力を向上させる。

【内容】

1.平常時の連絡体制の強化

- ①災害時における各自治体の連絡窓口情報について平常時から共有する。

2.支援チームの設置（概要）

- ①東北地方環境事務所は、収集した情報に基づき、被災地で必要とされる人材を整理・調整した上で、被害の小さかった被災地近隣の都県及び市区町村を中心に、支援チームへの職員派遣を依頼する。
- ②職員派遣の検討の依頼を受けた都県及び市区町村は、支援チーム以外の支援の実施を鑑み、支援チームへの職員派遣の可否、派遣職員の選定を検討する。
- ③東北地方環境事務所は、都県及び市区町村からの回答を受け、支援チームを設置する。
- ④支援チームは、東北地方環境事務所の担当職員及び協議会構成員から派遣された職員等によって構成される。

3.支援チームの活動（概要）

- ①支援チームの活動内容は、被災都県及び被災市区町村のニーズを把握し、状況に応じて検討される。派遣される職員は、検討された事案に対し、東北地方環境事務所と一緒に災害廃棄物処理支援を行う。